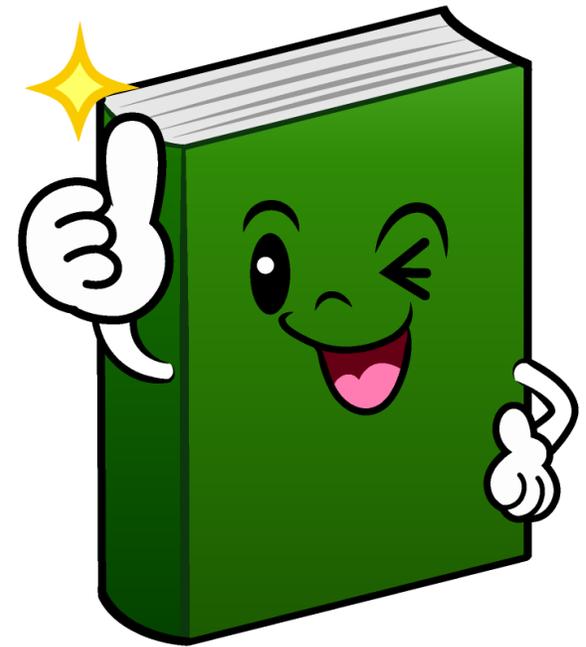


倫理綱領・行動規範

導入編

まずは、グローバル定義から導入



倫理綱領の前提（定義）

- ソーシャルワーク専門職のグローバル定義を2014年に国際ソーシャルワーカー連盟と国際ソーシャルワーク学校連盟で採択された。
- 西欧社会を中心とした思想から、西欧地域以外の伝統文化や実践の方法を定義に統合すべきとの声が大きくなり変化が求められてきた。

ソーシャルワーク専門職の グローバル定義

- ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する。実践に基づいた専門職であり学問である。
- 社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。
- ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々様々な構造に働きかける。
- この定義は、各国及び世界の各地域で展開してもよい。

実践に基づいた学問

歴史的に蓄積されてきた

学際的な知

構造的障壁

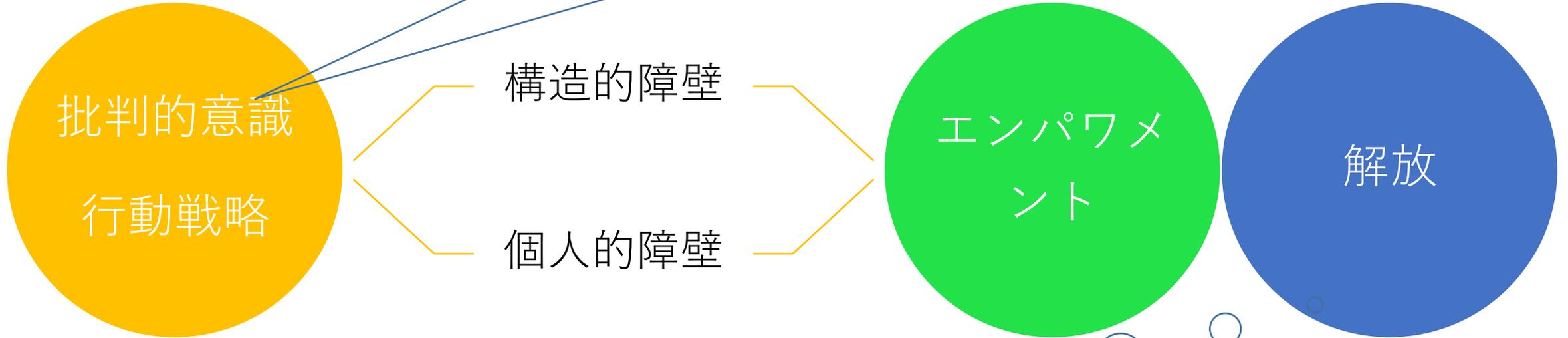
実践に基づく

経験知

不平等・差別・抑圧の
永続につながる

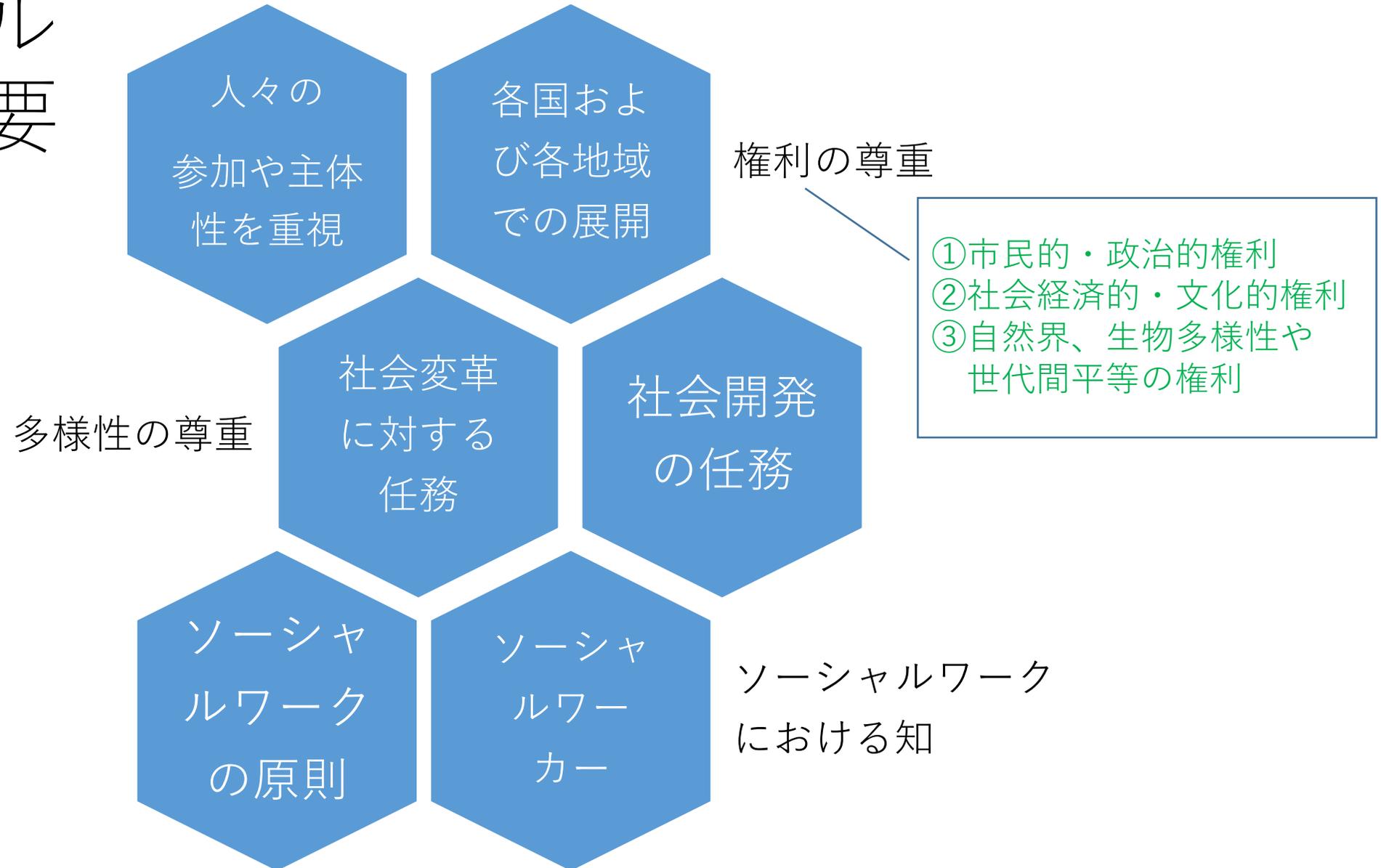
実践の中核

人種・階級・言語・宗教・ジェンダー・障害・文化・性的指向などに基づく差別・抑圧の原因を**探求**



ソーシャルワーカーは、貧困を軽減し、脆弱で抑圧された人々を**解放**し、社会的包摂と社会的結束を促進する。

グローバル 定義の概要



権利の尊重

市民的・政治的権利

- 言論や良心の自由
- 拷問や恣意的拘束からの自由

社会経済的・文化的権利

- 教育
- 保健医療
- 住居
- 少数言語の権利など

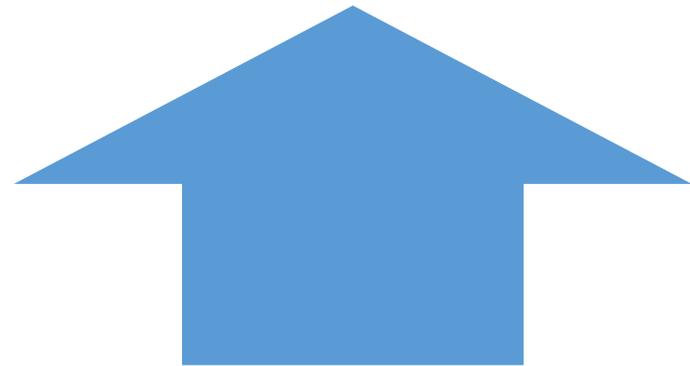
自然界、生物多様性や世代間平等の権利

多様性の尊重



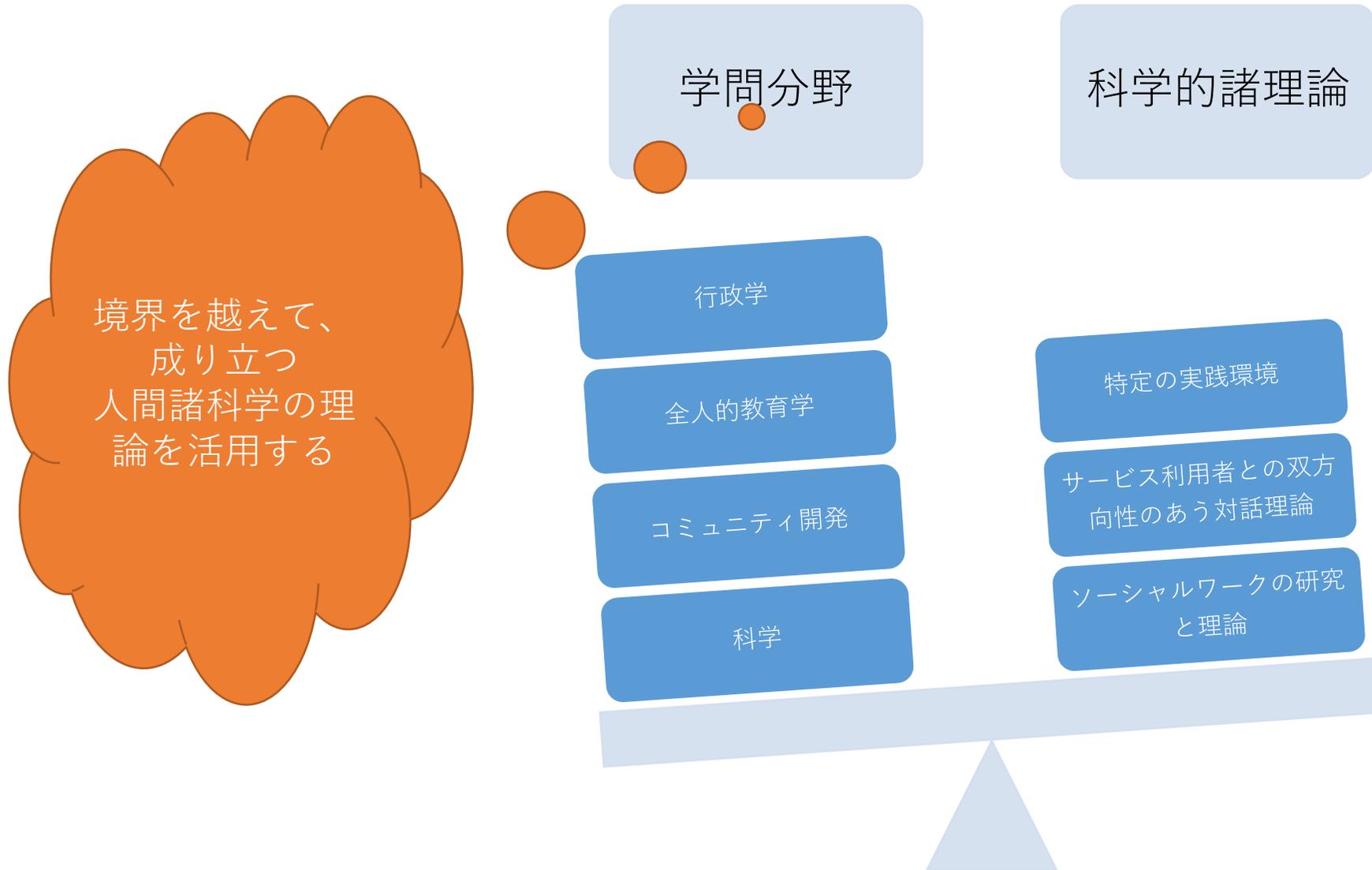
「危害を加えないこと」

多様性の尊重



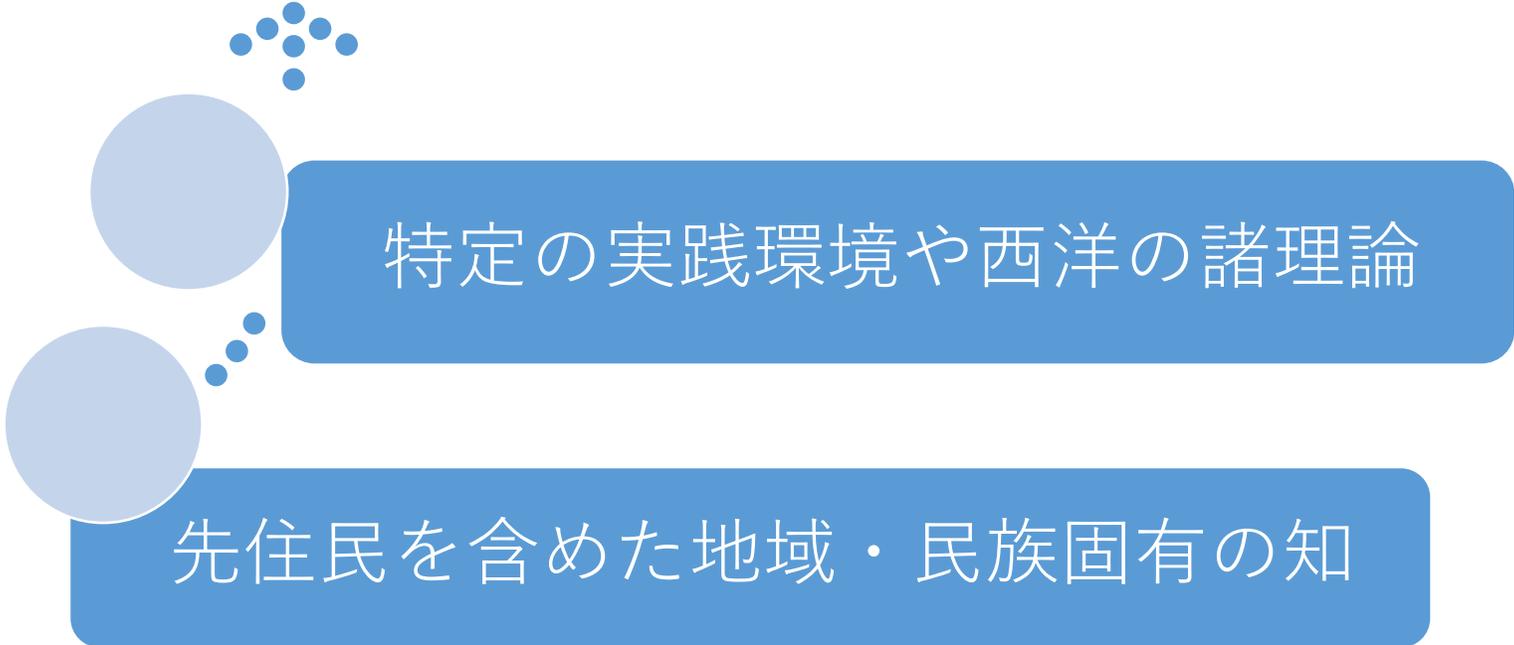
地域性、民族、文化の多様性

ソーシャルワークにおける知



グローバル定義では

地域・民族固有の知に価値をおく



特定の実践環境や西洋の諸理論

先住民を含めた地域・民族固有の知

日本での動き

日本ソーシャルワーカー連
盟
「ソーシャルワーカーの倫
理綱領」
2020年6月改定

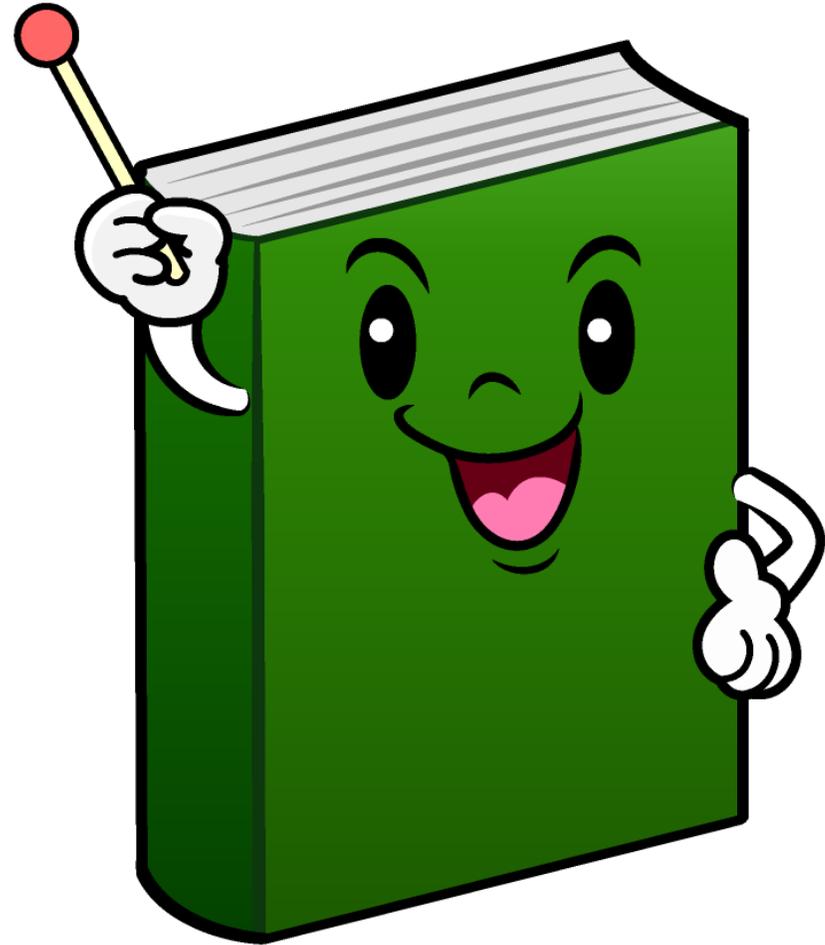


日本社会福祉士会
「社会福祉士の倫理綱領」
2020年
総会にて採択



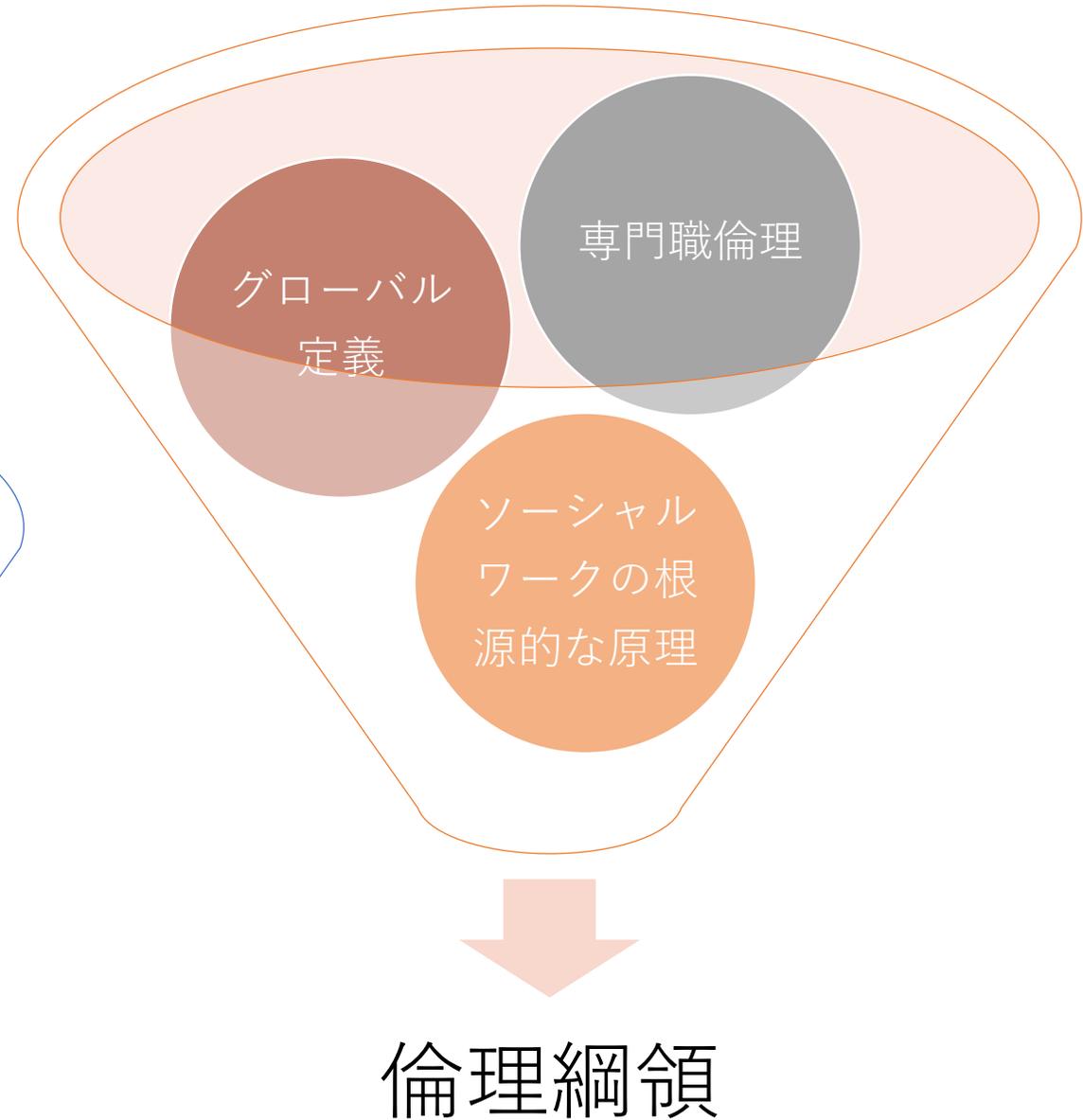
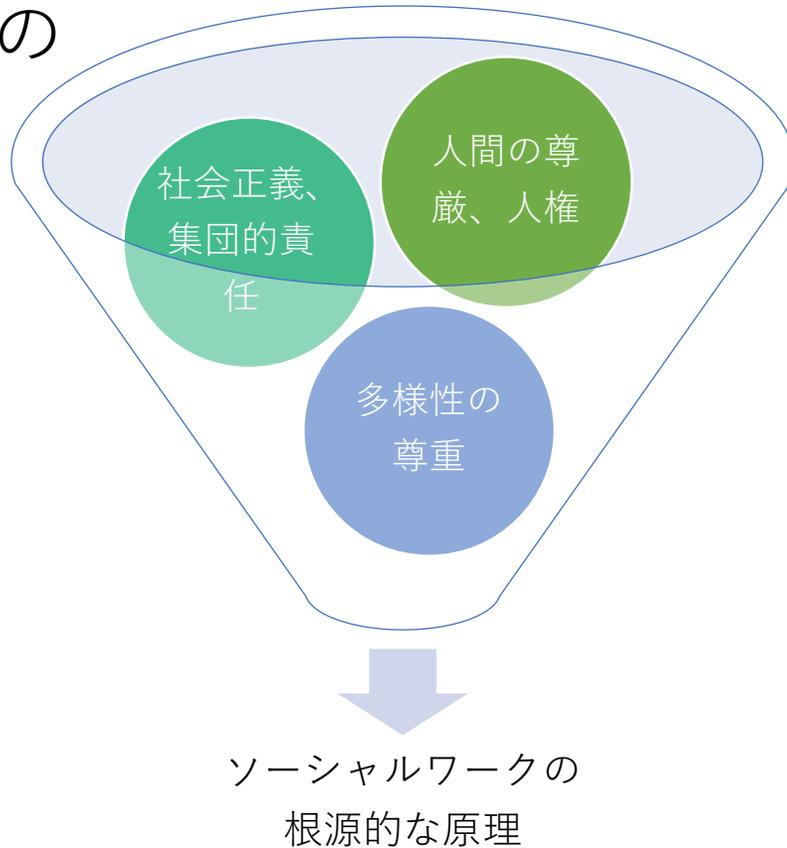
日本社会福祉士会
「社会福祉士の行動規範」
2021年3月
臨時総会で採択

「倫理綱領」について

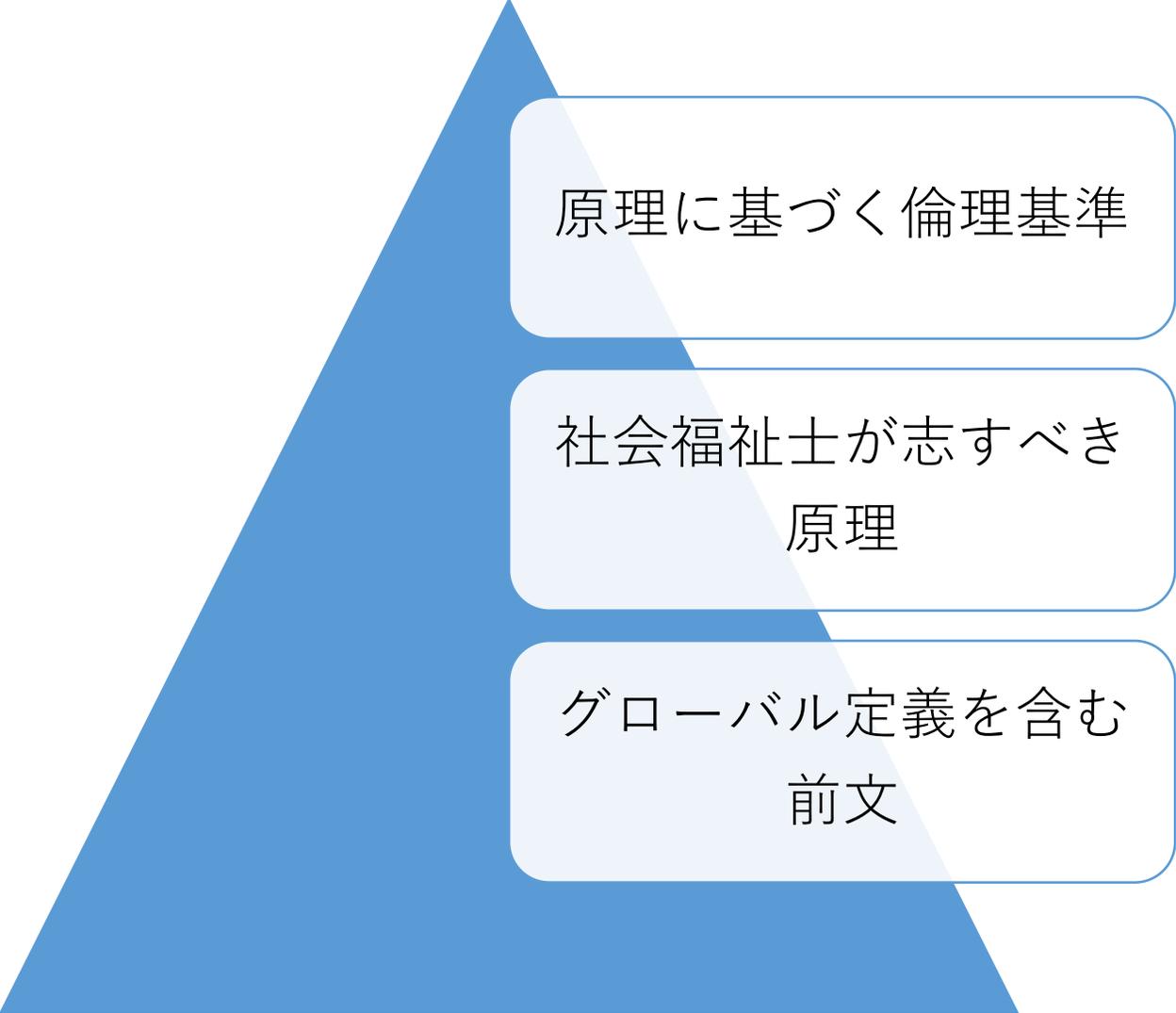


倫理綱領とは

- 専門職倫理を倫理基準として明文化したものの



倫理綱領の構成要素



原理に基づく倫理基準

社会福祉士が志すべき
原理

グローバル定義を含む
前文

倫理綱領の機能

①ソーシャルワークの実践の質を担保する機能

②クライアントを擁護する機能

③倫理的ジレンマにおける判断指針となる機能

④説明責任を遂行する機能

⑤外部規則に対して防備する機能

専門的倫理の必要性

①クライアントの生活に影響を及ぼすため

②クライアントがパワーレスな状態であるため

③倫理的ジレンマが必然であるため

④社会福祉士も人間であるため

倫理綱領を活用する場面

①社会福祉士の姿勢や行為を再確認するとき

②実践を振り返るとき

③実践における判断に迷うとき

倫理的ジレンマにおける倫理綱領の活用

1

- 倫理的ジレンマを構造的に把握する。

2

- 倫理的判断で影響を受ける人や組織を把握する

3

- 倫理的判断に必要な情報を収集する

4

- 選択肢を考え、それぞれの影響を考える。

5

- 倫理的判断の指針をもとに、最善の選択肢を選ぶ

6

- 複数で選択肢を再検討する

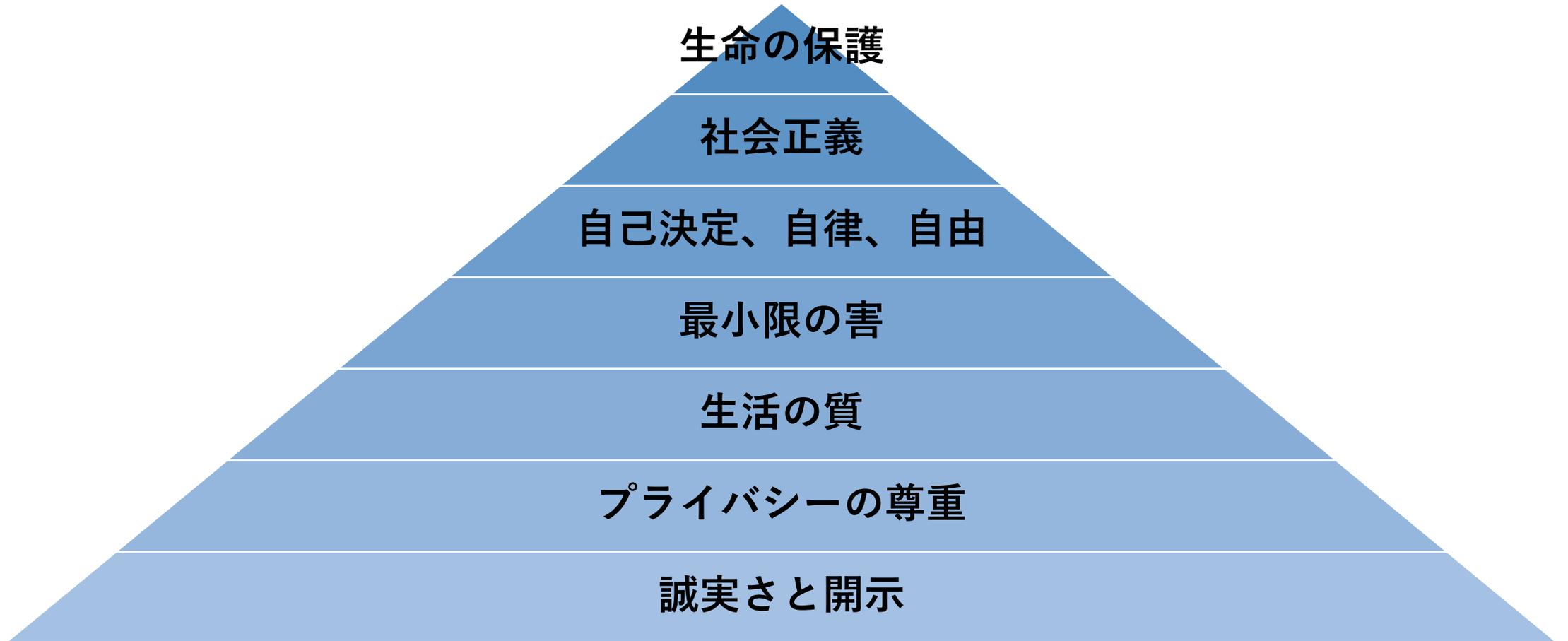
7

- 最善の選択師を決定し、その過程を記録に残す

8

- 倫理的判断に基づき実践、モニタリング、評価し、記録に残す

倫理原則の優先順位



今日は、さわりだけでしたが、最後に

東京社会福祉士会では

- 生涯研修センターでは、

基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

スーパービジョン研修

倫理綱領・行動規範研修

等の研修を通じて、倫理綱領・行動規範を改めて学ぶ機会があります。

一緒に、倫理綱領・行動規範こんな時に役立ったといった話も出来ること楽しみにしております。